

広島県告示第二百七十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について洪水浸水想定区域を指定する。

その指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を示した図面は、広島県土木建築局道路河川管理課、河川課及び各河川区間担当建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成二十年広島県告示第二百七十一号（浸水想定区域の指定）（一級河川太田川水系指定区間安川、同水系指定区間三篠川及び同水系指定区間根谷川に係る部分に限る。）、平成二十年広島県告示第千二十九号（浸水想定区域の指定）（一級河川太田川水系指定区間府中大川及び同水系指定区間鈴張川に係る部分に限る。）及び平成二十二年広島県告示第二百七十六号（浸水想定区域の指定）（一級河川太田川水系指定区間太田川に係る部分に限る。）は、廃止する。

平成二十九年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

洪水浸水想定区域を指定する水位周知河川

河川の名称	河 川 の 区 間		担当建設事務所
一級河川太田川水系指定区間安川	右岸	広島市安佐南区古市（古川合流点）まで	広島県西部建設事務所
	左岸	広島市安佐南区沼田町伴（奥畑川合流点）から広島市安佐南区中須（古川合流点）まで	
一級河川太田川水系指定区間三篠川	右岸	安芸高田市向原町坂字出口（出口橋）から広島市安佐北区狩留家町字六宗（県管理区間下流端）まで	"
	左岸	広島市安佐北区大林町字浜ヶ谷（大薄川合流点）から広島市安佐北区可部町下町屋字土居（県管理区間下流端）まで	
一級河川太田川水系指定区間根谷川	右岸	広島市安佐北区大林町字浜ヶ谷（大薄川合流点）から広島市安佐北区可部八丁目（県管理区間下流端）まで	"
	左岸	広島市東区上温品（第二東山橋）から安芸郡府中町新地（猿猴川合流点）まで	
一級河川太田川水系指定区間府中大川	右岸	広島市東区上温品（第二東山橋）から広島市南区大州（猿猴川合流点）まで	"
	左岸	広島市安佐北区安佐町鈴張（西谷川合流点）から広島市安佐北区安佐町飯室（太田川合流点）まで	
一級河川太田川水系指定区間鈴張川	左岸	広島市安佐北区安佐町飯室（太田川合流点）まで	"

一級河川太田川 水系指定区間太 田川		
右岸	左岸	右岸
山県郡安芸太田町吉和郷字流田四一二番四か ら山県郡安芸太田町戸河内(県管理区間下流 端)まで 山県郡安芸太田町吉和郷字原尻四五七番から 山県郡安芸太田町戸河内(県管理区間下流端)まで	山県郡安芸太田町吉和郷字流田四一二番四か ら山県郡安芸太田町戸河内(県管理区間下流 端)まで	〃
支所 事務所安芸太田		広島県西部建設